

## 国民年金から 保険料はキチンと納めていますか

白石市の国民年金受給者総数は8、816人となり、市民の所得補償・福祉の基盤として年間約49億円が支給されています。将来、国民年金を受取るためには、保険料を毎月忘れずに納めることが必要です。

保険料の納め忘れがあると、けがや病気で障害者となったときや死亡したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなる可能性があります。

また、将来支給される老齢基礎年金も年金額が少なくなるだけでなく、受けられなくなる恐れもあります。

保険料は忘れずにキチンと納めましょう！

口座振替ご利用の方は、預金残高が不足しますと振り替え不能となり、納め忘れが生じますのでご注意ください。

納付が困難な方は申請免除制度がありますので、ご相談ください。

### 「老齢福祉年金」受給者の皆様へ

老齢福祉年金の証書については、今回から、社会保険事務所へ直接受給者の皆様に郵送されることになりました。

8月分を受領後は、従来通り証書をお預かりしますので、所定の事務連絡所・地区公民館および市役所の受付に提出してください。

なお、「証書」の提出が遅れたり未提出の方は、11月からの支払いが受けられなくなりますのでご注意ください。

市民課国民年金係  
☎22 1312



## 改正児童手当に該当される方へ

児童手当制度が平成12年6月1日に改正され、義務教育就学前までの児童(平成6年4月2日以降生まれ)に支給されることになりました。

新しく該当すると思われる方は(3歳以上で小学校就学前のお子さん)がいる世帯)には、7月中旬に請求書などの用紙を同封した通知書を送付いたしました。次の日程で受付いたしますので、手続きをお願いいたします。もし届いていない方は、市民課までご連絡ください。

受付日程	地区名	受付場所
8月8日(火) 9:30~11:45	越河 大鷹沢	越河公民館 大鷹沢公民館
8月8日(火) 13:00~15:30	斎川 白	斎川公民館 白川公民館
8月9日(水) 9:30~11:45	小原	小原公民館
8月10日(木) ~11日(金) 9:00~17:00	石平岡 白大福	白石市役所 正面玄関ホール

\*児童手当は、養育者からの請求がないと支給されません。公務員の方は勤務先へ請求書を提出してください。

\*請求書のほかに「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

\*所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません。所得制限額については、市民課窓口へお問い合わせください。

なお、6月の現況届で額改定請求書を提出した方は、今回の手続きは必要ありません。

ご不明の点など詳しくは市民課窓口(☎22 1312)へお問い合わせください。

### 戦没者・原爆死没者の慰霊と世界恒久平和祈念の黙とう

8月15日は、戦没者を追悼し平和を祈念する日です。この日は、戦争で亡くなられた数多くの人々を追悼し、平和を祈念することを目的に、毎年日本武道館で全国戦没者追悼式が行われます。今年もその中で、正午を合図に一分間の黙とうが行われます。

上記日程で都合が悪い方は、10日以降に市役所市民課にて手続きをしてください。9月30日までに申請された場合、平成12年6月分までを上限として、さかのぼって支給されます。(9月以前に支給要件に当てはまっていた月分に限りません。)

注意)ただし、9月に申請した場合、事務処理上10月の支払日に間に合わない場合がありますので早めに提出してください。また、9月30日は土曜日のため窓口は休みです。

## 固定資産税の知識②

今回は、3年に一度の評価替えを中心に解説します。

### 1. 平成12年度に行われた「評価替え」とはなんですか?

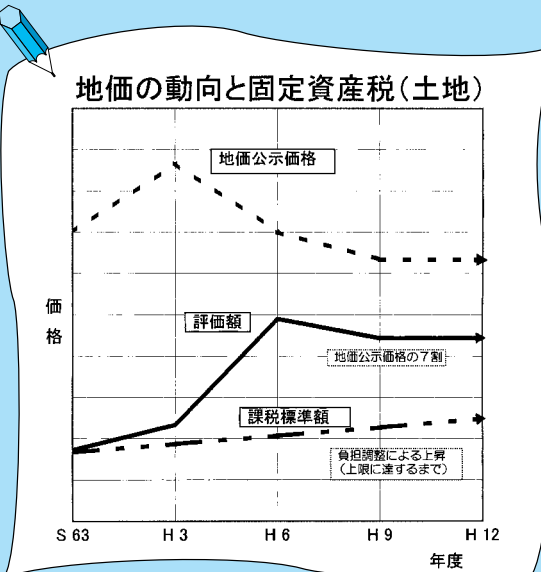
①土地の評価替え  
土地について適正な価格をもとに課税するため、3年に一度その価格を見直すことになっています。12年度は評価替えの年に当たり、地価公示価格、不動産鑑定などをもとに、適正で均衡のとれた価格に見直す作業が行われました。

この作業は、個々の土地について行われるため、近隣の土地であっても価格が上昇する土地もあれば、下降する土地も出てくることとなります。

なお、地価の下落があり、次の評価替え(平成15年度)まで価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格を修正することになっています。

### ②家屋の評価替え

家屋の価格は、その家屋と同じものを評価替え年度において、もう一度建築する場合の費用(再建築価格)を算出し、この額に建築後の経過年数による減価率(経年減点補正率)を乗じて算出します。建設物価の上昇が続いていた時期は、家屋の評価額もあまり下がりにませんでした。近年建設物価



### 2. 土地の評価額が上がっているのに、税額が上がるのはなぜですか?

土地については、過去の評価の経緯(平成6年度に全国的に評価額を地価公示価格の7割相当とした)などにより、同じ評価額の土地であっても実際の税額が異なる場合があります。

このことは税負担の公平の観点から問題があることから、平成9年度以降、負担水準(今年度の評価額に対する前年度の課税標準額

の割合)の均衡化を重視する調整措置が講じられてきており、負担水準の低い土地は、なだらかに税負担を引き上げていく仕組みとなっています。(図参照)

### 3. すべての土地の税額が上がっているのですか?

いいえ、あくまでも負担水準が低い土地についてのみ税額が上がっているのです。負担水準が高い土地については、税負担の引き下げが据え置き措置を行うため、税額が下がる場合もあります。

詳しくは窓口で「固定資産税のしおり」をお配りいたします。

固定資産税についてのお問い合わせは、税務課固定資産税係(☎22 1313)までお尋ねください。

## 皆さんご存じですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

母子家庭などのために……

### 児童扶養手当

児童扶養手当を受けることができる方  
次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童(心身に一定の障害を持つ児童は20歳未満)を監護している母または養育している方。ただし、公的年金などを受給できる場合や、受給者の所得が一定の額を超える場合は支給されません。

- ①父母が離婚したあと、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が極めて重度の障害の状態にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童

\*ただし、支給要件に該当してから5年を経過したときには、認定請求をすることができません。

手当月額	児童1人	児童2人
	42,370円	47,370円

心身に障害を持つ児童のために……

### 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当を受けることができる方  
精神や身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは養育している方。ただし、障害児自身が当該障害を理由として年金を受給できる場合や、受給者の所得が一定額を超える場合は支給されません。

- ・重度障害児(1級)1人  
51,550円
- ・中度障害児(2級)1人  
34,330円

### (特別児童扶養手当現況届)のお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、所得や監護の状況などの確認のため、8月11日から9月11日までに現況届、所得状況届を提出する必要があります。

提出がない場合は、手当を受給できなくなりますのでお忘れのないように。

市民課事務所社会福祉係  
☎22 1400